

—速報のため事後修正の可能性あり—

## 独立行政法人評価分科会(平成17年9月8日開催)議事要旨

1. 日時 平成17年9月8日(木)13時30分から16時45分
2. 場所 総務省第1特別会議室
3. 出席者  
(独立行政法人評価分科会所属委員)  
富田俊基独立行政法人評価分科会長、櫻谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、阿曾沼元博、井上光昭、梅里良正、岡本義朗、梶川融、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田壽二、黒田玲子、島上清明、鈴木豊、田淵雪子、松田美幸、丸島儀一、山谷清志の各臨時委員  
(総務省)  
伊藤孝雄官房審議官、新井豊評価監視官、山下哲夫評価監視官、榎本泰士調査官、岩田博調査官、加瀬徳幸調査官
4. 議題(PDF)
  - (1) 見直し当初案に関する府省ヒアリング(文部科学省、内閣府、厚生労働省)
  - (2) 役員の退職金に係る業績勘案率について(文部科学省、国土交通省、財務省)
  - (3) 「独立行政法人評価年報(平成16年度版)」のとりまとめについて
  - (4) 報告事項
5. 配付資料(PDF)
  - (1) 見直し当初案(P1~26、P27~64) <文部科学省所管5法人(国立特殊教育総合研究所、国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所)>
  - (2) 見直し当初案 <内閣府所管1法人(駐留軍等労働者労務管理機構)>
  - (3) 見直し当初案 <厚生労働省所管1法人(国立健康・栄養研究所)>
  - (4) 各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

て

- 文部科学省(以下、別添資料)  
別添1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6 別添2  
別添3-1、3-2、3-3  
別添4-1、4-2、4-3、4-4、4-5 別添5-1、5-2  
別添6-1、6-2、6-3、6-4、6-5 別添7-1、7-2  
別添8-1、8-2、8-3  
別添9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6 別添10-1、10-2  
別添11-1、11-2 別添12-1、12-2、12-3、12-4  
別添13-1、13-2、13-3、13-4 別添14-1、14-2  
別添15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6、15-7
- 国土交通省(別紙1-(1)、別紙1-(2)、別紙2)
- 財務省(別紙1~4、別紙5~10)

(5) 独立行政法人評価年報(平成16年度版)(案)について

6. 会議経過

- (1) 文部科学省から同省所管の独立行政法人に係る見直し当初案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。  
(独立行政法人国立美術館・国立博物館・文化財研究所について)
- 国立美術館と国立博物館の業務の基本は、展示業務と収集業務である。類似の業務を行っており、統合しても問題ないのではないか。
  - 国立博物館と文化財研究所については、調査研究業務を別々に行うより、統合して行った方が効率的ではないか。
  - 文化財研究所の黒田記念館は、国立博物館と隣接しており、管理運営を国立博物館に任せることはできないか。また、研究中のため公開を制限しているが、もっと国民に触れてもらうことも考えるべきではないか。
  - 国立博物館における文化財の保存技術と文化財研究所における文化財の保存技術に違いはないのではないか。
  - 経営資源の有効活用を図る上で、グループ経営にメリットがある。財務的に規模が小さくてできないことが、統合して

規模が大きくなることで可能になる。人的資源の有効活用についてもグループ経営の方が良い場合もある。こうした観点から法人の統合について検討する必要があるのではないか。

- 奈良文化財研究所の3展示施設について、地方公共団体に移管することを考えていないのか。研究は必要だとしても展示施設を保有・運営する必要はないのではないか。
- 国立美術館のような美術教育拠点としての機能は、都道府県・市町村の美術館にもある。地方との役割分担が必要ではないか。

(独立行政法人国立国語研究所について)

- 現在の国語政策がどういうものか分からない。国語政策に国語研究所がどのようにかかわり貢献をしているのか。
- 国語研究所で何をやっているのか分からない。文部科学省に文化審議会があるが、そこで使われるデータに国語研究所はあまり利用されていなかったのではないか。大学で行われているような研究をしているのであれば、大学に任せればよいのではないか。
- 外国人に対する日本語教育や研修については、既に民間ベースで進んでおり、改めて国語研究所が日本語教育研究等を実施する意味は何か。
- 日本語教育研究事業でスタンダード(基準)作成に重点化した研究を行うとのことだが、なぜ、今になってそのような研究を行う必要があるのか。
- 大規模な日本語のデータベースの構築について、なぜ今この時期に国語研究所が行い、何に使うのか分からない。
- 見直しの内容は今までできていなかったことに取り組む前向きな提案となっているが、なぜ独立行政法人化した時点で対応してこなかったのか。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所について)

- 研究活動に重要なウエイトがあると思うが、政策との関係はどうなっているのか。研究成果が政策に反映される仕組みができているのか。

(2) 内閣府から同府所管の独立行政法人に係る見直し当初案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の

概要は以下のとおり。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について)

- 支部の職員配置の基準となる数量的な指標が明確にならず、支部間のバランスがとれていない。次期中期目標では、数量的指標を明確にしてほしい。
- 現状は支部が独立して業務を行っているように感じる。支部の業務を本部で一括して行うことはできないのか。
- 駐留軍等労働者の平均在職期間が12.6年、年間の採用者数が約2,400人、退職者数が約2,400人ということで、機構の事務の量はそれほどではない。採否を決定するのも米軍ということで、機構の業務は定型化している。機構は、これだけ多くの人員が必要なのか。
- 日米安全保障条約に基づく労務提供義務を確実に履行するために民間に委ねることはできないとしているが、このことと、非公務員化の議論とは別の問題であり、非公務員化できない理由にはならない。
- 業務内容は給与計算や従業員の雇入れ等であり、民間で行われているものと変わらない。民間ではもっと少ない金額で同じ業務を行っている。そうしたことを踏まえてアウトソーシングを検討しているのか。
- 業務形態が民間と同じであるということなら民間で行えばよい。この法人が果たしている付加価値は何か真剣に考えるべき。
- 業務ごとのコストを示してほしい。それを民間事業者の同種業務と比較して、特別に社会コストをかけても行う必要があるということの説明してほしい。

(3) 厚生労働省から同省所管の独立行政法人に係る見直し当初案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所について)

- 国民健康・栄養調査の調査方法、分析方法はルーティン化していると思う。結果の分析や判断は引き続き研究所で行う必要があるだろうが、集計事務は外部委託できるのではないか。費用節減とあるがその具体的中身は何か。
- 特定用途表示の許可等、収去食品の試験について、許可等に係る試験は登録試験機関でもできるようになった。収去食品の試験でも登録試験機関を活用する考えはあるのか。

- 内閣府の食品安全委員会や、厚生労働省内の国立医薬品食品衛生研究所とのコラボレーションや連携は考えているのか。
  - 介護保険法が改正され、介護施設での食費が自己負担になることで高齢者向けの食事、栄養の関心が高まるのではないかと。また、外食の多い単身者向けの栄養情報もニーズが高くなると思う。個々の研究員の得意分野だけではなく、法人としてのミッションを明確にした研究を進めていくべきではないか。
  - 健康機能食品の規格基準の策定の検討に資するものがあるが、具体的に何を行うのか。他機関や隣接する法人、ナショナルセンターと国立健康・栄養研究所がどのように異なっているのか、どのようにこの法人の意義を見出すことができるのか。具体的に調査や研究の内容を示してほしい。
- (4) 事務局から、役員の退職金に係る業績勘案率(文部科学省、国土交通省、財務省)について説明が行われ、了承された。
- (5) 事務局から、「独立行政法人評価年報(平成16年度版)」について説明が行われ、政策評価・独立行政法人評価委員会委員の確認も経たうえで、同委員会より公表することとし、事後の処理については、分科会長一任とされた。
- (6) 事務局から、今後の分科会の日程等についての報告があった。

以上  
(文責:総務省行政評価局独立行政法人第一担当室)